

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画高ヶ坂地区地区計画を次のように変更する。（1997年4月4日町田市告示第23号）

名称		高ヶ坂地区地区計画			
位置		町田市高ヶ坂字六号、字八号及び南成瀬二丁目各地内			
面積		約6.5ha			
地区計画の目標		高ヶ坂土地区画整理事業により公共施設の整備が行われた区域と、成瀬南土地区画整理事業で完了した区域の一部について、良好な居住環境の形成及び保全を目標とする。			
区域の整備 関する開 発方針 及び保 全に	土地利用の方針	地区全体を住宅用地とし、地区を3地区に分け建築物の用途を純化し、良好な居住環境の形成と保全を図る。			
	地区施設の整備の方針	高ヶ坂土地区画整理事業により整備された道路網について、その維持と保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	住宅地として良好な環境の形成と保全のために必要な規制と誘導を行う。また、良好なまちなみ形成のため、かき、さくは生けがきとするよう努めるものとする。			
位置		町田市高ヶ坂字六号及び字八号各地内			
面積		約5.0ha			
地区 整備 計画	地区の 区分	地区の名称	A地区 (低層専用住宅地区)	B地区 (集合住宅地区)	C地区 (住宅地区)
		地区の面積	約2.6ha	約0.9ha	約1.5ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。			
		1. 住宅（長屋を除く。） 2. 住宅で診療所（入院施設のあるものを除く。） の用途を兼ねるもの 3. 上記1及び2の建築物に附属するもの 4. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上 やむを得ないと認めたもの	1. 長屋及び共同住宅 2. 上記の建築物に附属するもの 3. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむ を得ないと認めたもの	1. 第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	
	建築物の敷地面積の 最低限度	150㎡	165㎡	150㎡	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.5m以上でなければならない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない	
ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。					
建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 軒の高さ	9 m 7 m			

「区域、地区整備計画の区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：新用途地域の決定に伴い、計画書中に引用している用途地域の表記を新用途地域に整合させるため、地区計画を変更する。